

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める要望意見書

非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層の増加に対して、賃金の最低限を保障するセーフティネットを強化する最低賃金制度の役割は、ますます大きくなってきています。

平成19年度に「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の合意、平成20年の改正最低賃金法による「生活保護施策との整合性に配慮する」などの経過、平成22年は雇用戦略対話における「早期に全国最低800円を目指す」との政公労使合意などにより、この5年間で61円の引き上げが行われ、北海道の最低賃金は705円となっています。

全国的にも、昨年、生活保護費との乖離解消が6都府県で進められましたが、依然、乖離額が残されているのは3道県となっています。特に乖離額(現行17円)が最大である北海道としては、働くことのインセンティブを高めるためには、その乖離を速やかに解消することが喫緊の課題であり、その実現を通じて安心して生活できる賃金を約束しなければなりません。

法定労働時間フルに働いても税込み月額12万円程度、年額でも140万円程度にしかありませんが、昨年度の14円引き上げ改定に伴う影響率は10.1%、パートに至っては26.7%となっており、北海道の非正規率の高さ、最低賃金に張りつく低賃金体系となっていること、生活困窮の度合いが深まっていることが明らかになっています。

特に北海道は、非正規労働者比率が4割と高く、低賃金・最低賃金に張りつく賃金体系が多い地域であり、地域経済の活性化と所得税収の確保、社会保障制度の維持・充実に向けて、納税を果たせる賃金の確保と全体の底上げは重要な課題であると言えます。

以上のことから、次の事項について実現が図られるよう強く要望します。

記

- 1 今年度の北海道地域最低賃金の改定にあたっては、生活保護費との乖離解消は喫緊の課題であることから、働く者が経済的に自立可能な水準への改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月20日

大空町議会議長 後藤 幸太郎

【 送 付 先 】

・北海道労働局長 高 原 和 子

・北海道地方最低賃金審議会長 道 幸 哲 也